

青梅市と学校法人駿河台大学
との包括連携に関する協定書

令和6年11月14日

青梅市と学校法人駿河台大学との包括連携に関する協 定書

青梅市（以下「甲」という。）と学校法人駿河台大学（以下「乙」という。）とは、活力ある地域社会の形成および発展に寄与するため、相互に包括的な連携を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が包括的な連携の下、次条各号に掲げる事項を通じて、相互の人的・知的資源を活用し、教育、文化、生涯学習、スポーツ、まちづくり等の振興を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 教育、文化、生涯学習およびスポーツの振興に関する事項
- (2) 人材育成に関する事項
- (3) 地域の活性化および産業の振興に関する事項
- (4) 環境の保全に関する事項
- (5) 地域貢献のための各種事業に関する事項
- (6) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項

（協議事項）

第3条 前条各号に掲げる事項に関する具体的な事業の実施については、甲および乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間同一の内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めがない事項が生じたときまたはこの協定の内容に定める事項を変更しようとするときは、甲および乙は誠

実に協議し、決定するものとする。

2 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲および乙が協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方が署名して、各自がその1通を保有する。

令和6年11月14日

甲 青梅市
代表者 青梅市長

乙 埼玉県飯能市阿須698番地
学校法人駿河台大学
学長